

『差別の解消を目的とした 飯塚市の条例』

飯塚市

部落差別をはじめ

あらゆる差別の 解消の推進に

関する条例

平成28年に、国において、人権を守り差別の解消を目的とした個別の法律「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の三法が施行されました。
飯塚市においても、部落差別をはじめ障がい者、外国人への差別等あらゆる差別の解消を推進し、市民一人ひとりの人権が大切にされる人権尊重のまちづくりを進めるため、既定の条例を改正し、平成30年4月1日から施行しております。

第1条 (目的)

この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念のっとり、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別(以下「差別」という。)の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする。

第2条 (市の責務)

市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

第3条 (市民の責務)

市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、差別をなくすための施策に協力するものとする。

第4条 (相談体制の整備)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。

第5条 (教育及び啓発活動の充実)

市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

第6条 (推進体制の充実)

市は、差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

第7条 (実態調査)

市は、差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。

第8条 (委任)

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。

一人で悩んでいませんか?



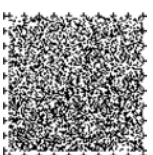
『人権相談員』を配置しました(男女各1名)

部落差別問題をはじめ、あらゆる差別について人権相談に応じます。訪問による相談も行ないますので、下記までご連絡ください。

☎0948-26-1178(立岩人権啓発センター)

飯塚市 市民協働部 人権・同和政策課 ☎0948-22-5500

部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消し、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりをさらに進めていきましょう。



飯塚市の 人権問題啓発活動

同和問題啓発強調月間

7月1日～7月31日

飯塚市では、毎年7月の「同和問題啓発強調月間」に街頭啓発をはじめ、各交流センターでの講演会など各種の啓発活動を行っています。本年度の街頭啓発は中止し、うちわなどの啓発物品を市内各所に配布しました。

本年度の講演会は、イヅカコスモスコモン 大ホールで吉岡 綾さんに「今ここにある部落差別～差別を許さない生き方を選ぶことができるように～」の演題で講演していただきました。



講演会アンケートより

同和問題や差別は、現代では無くなっているものだと思っていました。しかし、今回、吉岡さんの話を聞いて、今でも差別を受けている人がいることに驚きました。その事実をきちんと把握しつつ、正しい知識を持って、人権意識を高めて生活していきたいと思えます。

飯塚市部落解放研究集会 ～人権フェスティバル～

延期

飯塚市人権教育・啓発推進協議会主催による第50回 飯塚市部落解放研究集会は、基調提案後、部落解放同盟中央本部執行委員長 組坂繁之さんに講演していただく予定です。

人権・同和問題啓発コーナー展示

コミュニティセンター 1階 常設展示コーナーにおいて、部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題に関するパネルを年間5期に分けて展示しています。



各地域での人権・同和問題啓発活動

飯塚市より人権啓発事業の委託を受けているNPO法人人権ネットワークいづかでは、飯塚市の自治会、交流センター単位の講座、サークル及び市内の30余りの事業所等に啓発を行っています。また、年間2回の市民への講演会や地域での講座も実施しています。残念ながら一昨年より新型コロナウイルス感染症のため地域での啓発、及び講演会等は実施できていませんが、事業所等においてはリモートや分散での研修を実施しています。



福岡ソフトウェアセンター



飯塚片島交流センター

